

市民税県民税申告の控えが必要な方

前年（1月から6月末までの申請は前々年）12月末時点の年齢が、18歳以上の世帯構成員（当該乳児と生計を一にする者）に前年（1月から6月末までの申請は前々年）の所得がなく税申告をしていない方がいらっしゃる場合には、市県民税を申告していただく場合があります。

例) 専業主婦でパート等をしていない方、学生でアルバイト等をしていない方、職場の休暇制度を利用している方で一時的に収入がない方等